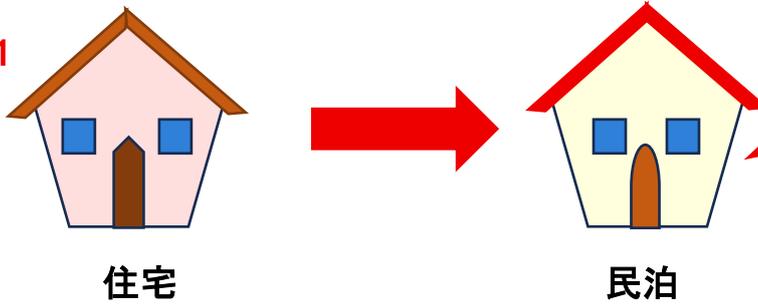


いつの間にか**消防法令違反に**

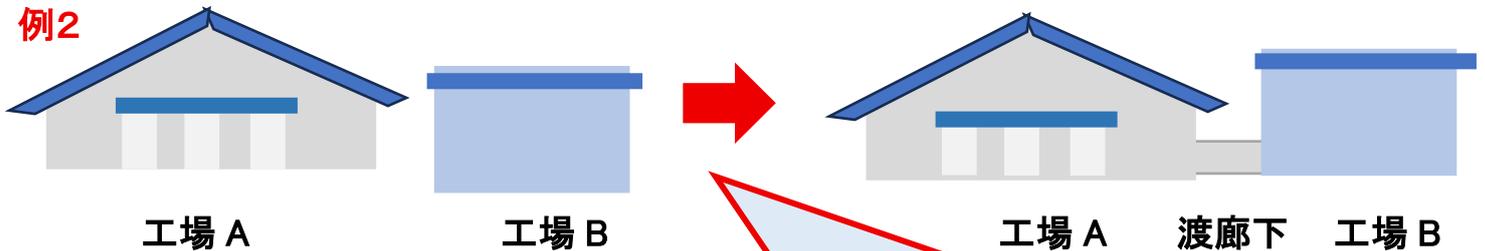
建物の接続、増改築や使用用途の変更により、これまで設置義務のなかった消防用設備等が新たに必要になることがあります。

例1



用途を変更することにより、消防用設備等の設置義務が生ずることがあります。

例2



工場 A と B を接続することにより、新たな消防用設備等の設置義務が生ずることがあります。

**消防法令違反にならないためにも接続、増改築や用途変更等を行う場合には、必ず消防署にご相談ください。**

お問い合わせ先



大隅曾於地区消防組合

消防本部予防課	099-482-5577
曾於消防署	099-482-0559
志布志消防署	099-472-0119
財部分署	0986-72-0119
大崎分署	099-476-0119

